

○ えさし観光交流館条例施行規則

(平成21年9月11日規則第46号)

(趣旨)

第1条 この規則は、えさし観光交流館条例(平成21年奥州市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、えさし観光交流館使用(変更)許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、許可をしたときは、えさし観光交流館使用(変更)許可書(様式第2号)を許可を受けた者(以下「使用者」という。)に交付するものとする。

(許可書の提示)

第4条 使用者は、市長が前条の許可書の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

(使用料の納付)

第5条 使用料は、許可を受けたときに納付しなければならない。

2 使用料は、納入通知書その他市長が指示するところにより納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条の規定による使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)は、次の場合とする。

(1) 国、県、市その他の公共団体及びそれらが設置する委員会等が使用する場合

(2) 公共的団体が広域の公益を目的として使用する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 減免を受けようとする者は、えさし観光交流館使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、減免を決定したときは、えさし観光交流館使用料減免決定通知書(様式第4号)を使用者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付(以下「還付」という。)は、次の場合とする。

(1) 条例第7条第4号又は第5号の規定に基づき市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 還付を受けようとする者は、えさし観光交流館使用料還付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、還付を決定したときは、えさし観光交流館使用料還付決定通知書(様式第6号)を使用者に交付するものとする。

(行為の禁止)

第8条 交流館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、若しくは亡失し、又は用途外に使用すること。
- (2) 秩序を乱し、他人に迷惑をかけること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理に支障がある行為

(施設等の汚損等の届出)

第9条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(読替え)

第10条 条例第3条の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、この規則の規定中「市長」とあり、及び「奥州市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第9条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、この規則の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。この場合における第5条に規定する手続については、指定管理者が定めるところによる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。